



国空機第 1041 号

整理
番号

TCD-6371-2004

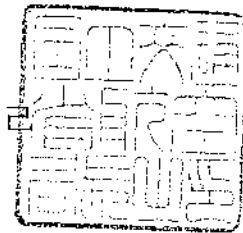
耐 空 性 改 善 通 報

平成 16 年 1 月 23 日

適用航空機の所有者各位

国土交通省航空局長

石 川 裕 司



1. 第 2 項の航空機又はその装備品等の安全性又は環境適合性を確保するため、第 3 項の整備又は改造作業等の実施が必要であると認められますので通報します。

なお、本通報による検査、修理、交換、改造等が実施されないときは、航空法第 134 条第 2 項に規定された立入検査を実施のうえ、同法第 14 条の 2 の規定により耐空証明の効力を停止し、若しくは有効期間を短縮し、又は同法第 10 条第 3 項（同法第 10 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により指定した事項を変更する場合があります。

また、本通報により実施した作業については、同法第 58 条第 2 項に定めるとおり航空日誌に記載することが求められます。

2. 適用航空機

PZL-シフィドニク式 PW-5 “スムイク” 型滑空機：製造番号（以下「S/N」という。）が 17.12.022～17.12.024 のもの

3. 適用項目

不適切な寸法のプッシュ・ロッド・エンドが操縦系統に使用される不具合を防止するため、既の実施した場合を除き、第 3.1 項～第 3.3 項に従うこと。

3.1 本通報発効後の次回の飛行までに、PZL シフィドニク・マンドトリー・ブレティン No.BO-17-03-18（以下「マンドトリー・ブレティン」という。）に従って、機体に装備された S/N が 511.00.20.00 である全てのプッシュ・ロッド・エンドについて、マンドトリー・ブレティンの Sketch 1 に示す寸法を検査すること。

3.2 第 3.1 項の検査の結果、マンドトリー・ブレティンの Sketch 1 に示す寸法が 4.2mm 未満であるプッシュ・ロッド・エンドが発見された場合にあっては、次回の飛行までに、当該プッシュ・ロッド・エンドを新品と交換すること。

3.3 本通報による処置を他の同等な方法で実施する場合には、航空局長の承認が必要である。ただし、ポーランド航空局 ULC AD SP-0086-2003-A に係る同等な方法として ULC の承認を受けている SB 等に従って処置を実施する場合（運用限界の変更を伴う場合を除く。）には、航空局長への届出でよい。

4. 備考

4.1 本通報は、平成 16 年 2 月 6 日から発効する。

4.2 本通報は、ポーランド航空局 ULC AD SP-0086-2003-A による。

4.3 本通報の送付を受けた者は、参考配布を除き、平成 16 年 2 月 13 日までに、適用項目に関する実施状況を記載した報告書を、（財）日本航空協会滑空機検査事務所（〒105-0004 東京都港区新橋一丁目十八番二号）を經由して国土交通省航空局技術部航空機安全課長に提出すること。記載要領、様式及び提出先については、航空機検査業務サーキュラーNo.3-003 に従うこと。

4.4 PZL シフィドニク・マンドトリー・ブレティン No.BO-17-03-18 は、本件に関するものである。

4.5 本通報の送付を受けた者で、当該航空機を所有しているが使用者が異なり、

耐空性改善通報報告書を使用者から提出する場合には、直ちに本通報を使用者に回送すること。